

福島県立塙工業高等学校施設管理業務委託契約書(案)

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲の校舎、附属建物及び校地（以下「校舎等」という。）の管理について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- | | |
|---------|-------------------------|
| （1）業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| （2）委託期間 | 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで |

（委託料）

第2条 甲は、委託業務に要する費用（「委託料」という。）として、総額 円を乙に支払うものとする。

- 2 委託料は、乙が業務従事日数により、毎月、前月分の委託料を甲に対して甲の指示する書式の請求書により請求し、甲は内容を審査の上、請求書を受理した日から15日以内に支払うものとする。
- 3 総額はあくまで予定金額とし、最終的な予定金額と実績金額の差額は、年度末に精算する。

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（甲の監督等）

第4条 甲は、乙の行う委託業務について、必要な事項を乙と協議して決定することができる。

（施設提供及び貸与品）

第5条 甲は、乙に対して、この契約の履行に必要な範囲で施設を無償で使用させ、及び必要な物品を貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の規定による施設の使用及び物品の貸与に当たっては、善良な管理者の注意をもって施設及び貸与品を管理しなければならない。
- 3 乙の故意又は過失によって、施設及び貸与品が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能となったときは、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、貸与品を委託業務目的外に使用し、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(変更又は中止の承諾)

第6条 乙は、乙の責めに帰さない理由により、業務を提供することができなくなったときは、あらかじめ甲の承認を得て、当該理由の止むまで委託業務を変更し、又は中止することができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (3) 契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- (5) 前3号の一に該当する場合を除く他、この契約に違反しその違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めるとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部の解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲へ納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲へ納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限

りでない。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により履行期限の延長があった場合において、甲が第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、前項の違約金に当初の履行期限の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申し出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.8%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第8条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が乙に違反があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の処理上知り得た甲の秘密及び第三者の秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（報告）

第11条 乙は、毎日の委託業務を終了したときは、直ちに業務日誌を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、甲が別に定める施設管理補助業務実施報告書を毎月取りまとめて、翌月5日までに甲に報告するものとする。

(協議)

第 12 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 月 日

甲 福島県東白川郡塙町大字台宿字北原 1 2 1
福島県
福島県立塙工業高等学校長 ○○ ○○

乙

仕 様 書

- 1 委託業務場所 福島県東白川郡塙町大字台宿字北原 1 2 1 福島県立塙工業高等学校地内
- 2 業務実施期間 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの甲の指定する平日
(休日を除く)
- 3 業務実施時間
業務実施時間は、原則として次のとおりとする。
平日 午後 5 時 1 5 分から午後 6 時 4 5 分まで
- 4 委託業務内容
次の施設管理業務を行う。
 - (1) 校舎の生徒昇降口及び職員の出入口の施錠並びに開錠
 - (2) 校舎等の窓、扉及び戸の施錠の確認
 - (3) 文書の受領、電話その他により通報される学校業務の受信、外来者の応接及び関係職員への連絡
- 5 服装等
委託業務実施にあたっては、教育機関にふさわしい服装と態度を要する。また、受託者であることを明示するため、乙は甲が用意する腕章を身に付けることとする。
- 6 貸与物品
業務等に当たり必要な施錠用鍵等は、甲が貸与する。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。